

令和6年1月吉日

岐阜県ライフル射撃協会 様

岐阜県公安委員会

令和6年銃砲刀剣類一斉検査の実施について

平素は、銃砲行政について、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年の銃砲刀剣類一斉検査については、令和6年2月1日から同年5月31日までの間に、各警察署の実状に応じた時期に実施することとなりました。

同検査は銃砲刀剣類所持等取締法第13条の規定に基づいて実施し、都道府県公安委員会が銃刀法第4条第1項第1号による許可を受けた猟銃又は空気銃を当該許可に係る用途に供しているかどうか、その他許可を受けた銃砲又は刀剣類の所持が適正に行われているかどうかを調査するために実施するもので、適正な銃砲行政のため極めて重要なものです。

本年7月以降は「第60回献血運動推進全国大会」、「第48回全国高等学校総合文化祭」、「第39回国民文化祭、第24回全国障害者芸術・文化祭」が当県で行われることから、例年と異なる期間に検査を実施することとなりました。

何卒、ご協力をお願いいたします。

検査日程、会場等については各警察署の実情等により決定されますので、詳細は各警察署から受検者に対し、個別に連絡をさせていただく予定です。

つきましては、上記趣旨をご理解の上、貴会員様に検査の実施について周知をお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、お手数ですが下記担当までご連絡をお願いいたします。

担当

岐阜県警察本部生活安全総務課

保安行政係 谷藤、深貝

058-271-2424(内線3183, 3184)